

広島県選挙管理委員会告示第七十四号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人が支出することのできる選挙運動に関する支出の金額は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

選挙区	金額
第一区	二三、八三二、〇〇〇円
第二区	二五、〇〇三、二〇〇円
第三区	二四、四〇四、四〇〇円
第四区	二三、五五〇、六〇〇円
第五区	二三、〇九一、七〇〇円
第六区	二三、九三八、二〇〇円
第七区	二四、七六八、七〇〇円